2016-2017 年度今治ロータリークラブ週報

No.42

第 ４２ 回 例 会 報 告（6月１５日）

【 出　席　報　告 】

・会員数　　５３名　　・出席数　　３５名　　・欠席数　　１８名
・当日出席率　　７０．８３％　　・前々回修正出席率　　１００％
＜欠席会員＞阿部、原、平田、板脇、冠、木村、小堀、桑森、松木(久)、村上(裕)、坂本、中村、竹田、矢野、
〔免除会員〕青野(明)、檜垣(巧)、光藤、白石
<6/1 欠席補填>(5/21 ライラ)阿部 (5/23 今治南)松木(久)、大河内、大澤、重松 (6/12 今治北)檜垣(俊)、平田、板脇、木村、小堀、眞鍋、森岡、中村、竹田、八木(伸)、矢野

◇グエン ティ タオ リーさんスピーチ・日本に来て新しい事を 2 つ体験しました。まずは琴を聴く機会があり、緩やかな空間と音色が素晴らしかったです。それと「海賊と呼ばれた男」を読みました。日本人の心の素晴らしさがわかり感動しました。

◇会長報告・ロータリー米山記念奨学会より、サチンさんへ農学博士号取得記念品として金時計が届きましたので贈呈いたします。

◇幹事報告・次週例会は理事・委員会挨拶です。

◇ボホール サチン アショークさんスピーチ・2～3 カ月ぶりに皆さんに会えて嬉しいです。卒業後インドに帰り友達や家族とホリデーを過ごしました。今は、フルタイムで働ける仕事を探しながら、以前の研究室でパートタイムで働いております。2 年間ロータリーの皆さん、田中さん、大河内さん、松木さんありがとうございました。

◇親睦活動委員会･お誕生日スピーチ・岡本康利会員：(44 歳) 40 歳になってから 1 年が早く感じますが、ロータリーに入会でき、年々友達も増え仕事にもつながりすごくよかったと思います。

新会員卓話

◆檜垣明美会員『老後の備え 3点セット』:2 年前は外部講師で皆さんにお話しさせていただきましたが、今回はメンバーの一人として卓話をさせていただきます。▼日本は全人口の 4 人に 1 人は 65 歳以上の超高齢化社会で、終活を考える時代となっております。そこで関係のある 3 点（任意後見契約・尊厳死宣言・遺言）について本日はご説明させていただきます。▼1. 任意後見契約:しっかりしている間に、後見人として信頼できる人を選定し契約を結び、本人の判断能力が不十分となったときに、関係者が裁判所に申し立てをして､任意後見監督人が選定され後見事務がスタートされます｡2. 尊厳死宣言:死期が迫っている場合に備えて、残された家族に迷惑をかけたくないといった動機より、死期を延ばすためだけの処置を行わないでほしいということをあらかじめ宣言しておくもので、記載内容としては、生命維持装置による延命措置を使用しないことや、家族の理解を得ていることなどがあります。法的に効力が発生するものではないが、本人が宣言したことを、公的機関である公証役場がお墨付きを与える文書になります。3. 遺言:遺言は公証役場の多くの部分をしめているのですが、遺言には自筆遺言と公正証書遺言があります。自筆遺言は手続きや文書の間違いなどから、トラブルになる事があります。公正証書遺言はその点の心配はいらないですが、費用が発生します。例えば、配偶者のみで子がいない場合、配偶者に 100%の財産が行くと思われがちですが、75%が配偶者に行き残りの 25%は亡くなった方の兄弟で分けることになり、遺言がないとトラブルのもとになります。また、現に世話になっている子に、ほかの子より多くの財産を残したい場合も、遺言を残しておかないと均等割りされ、トラブルのもとになります。▼では、遺言に何を書くのかというところですが、誰に何をどれだけあげるのか、家を誰が継いで行かせるのかなどを明記し、遺言執行者（具体的に動いてくれる方）を指定します。また、思いを付け加えることもできます。▼遺言作成におけるスケジュールは、公証役場に電話で予約を入れ遺言内容を確認し、必要書類として印鑑証明、戸籍謄本等を準備し、遺言書案を公証役場で作成します。費用的には、相続財産にもよりますが 3 万円～8 万円程度が一般的です。必要な方は起こしください。公証役場は役所ですので、おもてなしすることは通常ないのですが、皆さんがお越しの際は、お茶ぐらいはお出しします（笑）

＜ゲスト＞　米山記念奨学生 ｸﾞｴﾝ ﾃｨ ﾀｵ ﾘｰさん、前年度米山記念奨学生 ﾎﾞﾎｰﾙ ｻﾁﾝ ｱｼｮｰｸさん

次 回 例 会（6月２２日）

【　理事・委員長退任挨拶　】

＜入会記念日祝＞　平尾浩一郎氏（6/22）　桑森ひとみ氏（7/1）　宮道　勝敏氏（7/2）
西本　信保氏（7/4）　八木　正史氏（7/4）

〔　俥屋　〕